

北総総21発第99号
平成22年2月19日

国土交通大臣
前原 誠 司 殿

千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
取締役社長 笠井 孝 愷

旅客運賃変更届出書

次のとおり旅客運賃を変更したいので、鉄道事業法第16条第3項の規定により、届出いたします。

1. 氏名又は名称及び住所
千葉県鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷四丁目2番3号
北総鉄道株式会社
2. 変更しようとする旅客運賃の種類、額及び適用方法
別紙のとおり
3. 変更しようとする運賃を適用しようとする日
京成電鉄成田空港線の開業日



変更を必要とする理由

平成 21 年 11 月 30 日に当社と千葉県及び沿線市村との間において、京成電鉄成田空港線の開業に際し、前記自治体による「まちづくり・賑わいの創出、若年層の地域離れの抑制、高齢者の鉄道利用促進等」の施策を講ずることなどを前提として、値下げ原資の一部の負担により、平均 4.6%の値下げを行うことについて合意したところであり、当該合意を実施しようとするものです。

なお、今回届出による平均値下げ率は、平成 20 年度キロ別数量を用いて算定すると、通勤定期 1.1%、通学定期 25.0%、定期外 4.9%、全券種平均で 4.6%となります。

普通旅客運賃 (大人)

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 b	格差(%) (b-a)/b
1~3	190	200	200	5.0
4~5	290	300	300	3.3
6~7	350	370	370	5.4
8~9	420	440	440	4.5
10~11	480	500	500	4.0
12~14	540	570	570	5.3
15~17	600	630	630	4.8
18~20	650	680	680	4.4
21~23	690	730	730	5.5
24~26	720	760	760	5.3
27~29	750	790	790	5.1
30~33	780	820	820	4.9

通勤定期旅客運賃 (大人、1ヶ月)

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 b	格差(%) (b-a)/b
1~3	8,310	8,400	8,400	1.1
4~5	12,460	12,600	12,600	1.1
6~7	15,370	15,540	15,540	1.1
8~9	18,280	18,480	18,480	1.1
10~11	20,770	21,000	21,000	1.1
12~14	23,680	23,940	23,940	1.1
15~17	26,170	26,460	26,460	1.1
18~20	28,250	28,560	28,560	1.1
21~23	30,320	30,660	30,660	1.1
24~26	31,570	31,920	31,920	1.1
27~29	32,820	33,180	33,180	1.1
30~33	34,060	34,440	34,440	1.1

[参考] 通勤定期旅客運賃 (大人、3ヶ月)

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 b	格差(%) (b-a)/b
1~3	23,690	23,940	23,940	1.0
4~5	35,520	35,910	35,910	1.1
6~7	43,810	44,290	44,290	1.1
8~9	52,100	52,670	52,670	1.1
10~11	59,200	59,850	59,850	1.1
12~14	67,490	68,230	68,230	1.1
15~17	74,590	75,420	75,420	1.1
18~20	80,520	81,400	81,400	1.1
21~23	86,420	87,390	87,390	1.1
24~26	89,980	90,980	90,980	1.1
27~29	93,540	94,570	94,570	1.1
30~33	97,080	98,160	98,160	1.1

[参考] 通勤定期旅客運賃 (大人、6ヶ月)

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 b	格差(%) (b-a)/b
1~3	44,880	45,360	45,360	1.1
4~5	67,290	68,040	68,040	1.1
6~7	83,000	83,920	83,920	1.1
8~9	98,720	99,800	99,800	1.1
10~11	112,160	113,400	113,400	1.1
12~14	127,880	129,280	129,280	1.1
15~17	141,320	142,890	142,890	1.1
18~20	152,550	154,230	154,230	1.1
21~23	163,730	165,570	165,570	1.1
24~26	170,480	172,370	172,370	1.1
27~29	177,230	179,180	179,180	1.1
30~33	183,930	185,980	185,980	1.1

通学定期旅客運賃（大人、1ヶ月）

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 B	認可された上限 運賃額 C	格差 (%)	
				対上限運賃 (c-a)/c	対現行運賃 (b-a)/b
1~3	3,640	4,850	5,280	31.1	24.9
4~5	5,250	7,000	7,920	33.7	25.0
6~7	6,660	8,880	9,770	31.8	25.0
8~9	7,880	10,500	11,620	32.2	25.0
10~11	9,090	12,110	13,200	31.1	24.9
12~14	10,300	13,730	15,050	31.6	25.0
15~17	11,310	15,070	16,640	32.0	25.0
18~20	12,320	16,420	17,960	31.4	25.0
21~23	13,120	17,490	19,280	32.0	25.0
24~26	13,730	18,300	20,070	31.6	25.0
27~29	14,340	19,110	20,860	31.3	25.0
30~33	14,760	19,680	21,650	31.8	25.0

〔参考〕通学定期旅客運賃（大人、3ヶ月）

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 C	格差 (%)	
				対上限運賃 (c-a)/c	対現行運賃 (b-a)/b
1~3	10,380	13,830	15,050	31.0	24.9
4~5	14,970	19,950	22,580	33.7	25.0
6~7	18,990	25,310	27,850	31.8	25.0
8~9	22,460	29,930	33,120	32.2	25.0
10~11	25,910	34,520	37,620	31.1	24.9
12~14	29,360	39,140	42,900	31.6	25.0
15~17	32,240	42,950	47,430	32.0	24.9
18~20	35,120	46,800	51,190	31.4	25.0
21~23	37,400	49,850	54,950	31.9	25.0
24~26	39,140	52,160	57,200	31.6	25.0
27~29	40,870	54,470	59,460	31.3	25.0
30~33	42,070	56,090	61,710	31.8	25.0

[参考] 通学定期旅客運賃 (大人、6ヶ月)

キロ程	新運賃額 a	現行運賃額 b	認可された上限 運賃額 c	格差 (%)	
				対上限運賃 (c-a)/c	対現行運賃 (b-a)/b
1~3	19,660	26,190	28,520	31.1	24.9
4~5	28,350	37,800	42,770	33.7	25.0
6~7	35,970	47,960	52,760	31.8	25.0
8~9	42,560	56,700	62,750	32.2	24.9
10~11	49,090	65,400	71,280	31.1	24.9
12~14	55,620	74,150	81,270	31.6	25.0
15~17	61,080	81,380	89,860	32.0	24.9
18~20	66,530	88,670	96,990	31.4	25.0
21~23	70,850	94,450	104,120	32.0	25.0
24~26	74,150	98,820	108,380	31.6	25.0
27~29	77,440	103,200	112,650	31.3	25.0
30~33	79,710	106,280	116,910	31.8	25.0

旅客運賃料金の計算方法及び適用方法

変 更	現 行 (参 考)
<p>(注)別途定める額(平成 22 年 2 月 19 日届出)</p> <p>3キロまで 190 円</p> <p>3キロを超え 5キロまで 290 円</p> <p>5キロを超え 7キロまで 350 円</p> <p>7キロを超え 9キロまで 420 円</p> <p>9キロを超え 11キロまで 480 円</p> <p>11キロを超え 17キロまでの部分 3キロまでを増すごとに 60 円加算</p> <p>17キロを超え 20キロまで 650 円</p> <p>20キロを超え 23キロまで 690 円</p> <p>23キロを超え 29キロまでの部分 3キロまでを増すごとに 30 円加算</p> <p>29キロを超え 33キロまで 780 円</p>	<p>第1 運賃の計算方法</p> <p>1. 普通旅客運賃</p> <p>対キロ区間制</p> <p>(1) 運賃計算方</p> <p>ア. 大人片道旅客運賃</p> <p>次の区分の額とし、これを最高額として別途定める額とする。</p> <p>3キロまで 200 円</p> <p>3キロを超え 5キロまで 300 円</p> <p>5キロを超え 9キロまでの部分 2キロまでを増すごとに 70 円加算</p> <p>9キロを超え 11キロまで 500 円</p> <p>11キロを超え 14キロまで 570 円</p> <p>14キロを超え 17キロまで 630 円</p> <p>17キロを超え 23キロまでの部分 3キロまでを増すごとに 50 円加算</p> <p>23キロを超え 29キロまでの部分 3キロまでを増すごとに 30 円加算</p> <p>29キロを超え 33キロまでの部分 4キロまでを増すごとに 30 円加算</p> <p>(注)別途定める額(最高額と同額 (平成 9 年 2 月 14 日届出))</p>

イ. 大人往復旅客運賃

大人片道旅客運賃の2倍。

(2) キロ程のは数計算方

旅客運賃を計算する場合の1キロ未満のは数は、これを1キロに切り上げる。

(3) 小児、幼児及び乳児の運賃計算方

ア. 小児の旅客運賃は、大人普通旅客運賃を折半し、は数はこれを10円単位に切り上げる。

イ. 幼児の旅客運賃は、幼児を小児とみなして取り扱う場合を除き、無賃とする。また、乳児の旅客運賃は、すべて無賃とする。

(4) 運賃計算上使用するキロ程

線路が同一方向に連続する限り通算する。

2. 定期旅客運賃

(1) 運賃計算方

ア. 1か月定期旅客運賃

次の区分の額とし、これを最高額として別に定める額とする。

発着区間の普通旅客運賃を60倍し、下記の割引をしたうえで計算上生じた10円未満のは数は、これを10円単位に切り上げる。

通勤定期旅客運賃 割引率 30パーセント

通学定期旅客運賃 割引率 56パーセント

(注)別途定める額(平成22年2月19日届出)

通勤定期旅客運賃

3キロまで 8,310円

3キロを超え5キロまで 12,460円

5キロを超え9キロまでの部分

2キロまでを増すごとに 2,910円

加算

(注)別途定める額(平成9年2月14日届出)

通勤定期旅客運賃(最高額と同額)

9キロを超え 11キロまで 20,770 円
 11キロを超え 14キロまで 23,680 円
 14キロを超え 17キロまで 26,170 円
 17キロを超え 20キロまで 28,250 円
 20キロを超え 23キロまで 30,320 円
 23キロを超え 29キロまでの部分
 3キロまでを増すごとに1,250円加算
 29キロを超え 33キロまで 34,060 円

通学定期旅客運賃

3キロまで 3,640 円
 3キロを超え 5キロまで 5,250 円
 5キロを超え 7キロまで 6,660 円
 7キロを超え 9キロまで 7,880 円
 9キロを超え 11キロまで 9,090 円
 11キロを超え 14キロまで 10,300 円
 14キロを超え 20キロまでの部分
 3キロまでを増すごとに 1,010 円加算
 20キロを超え 23キロまで 13,120 円
 23キロを超え 29キロまでの部分
 3キロまでを増すごとに610円加算
 29キロを超え 33キロまで 14,760円

通学定期旅客運賃

3キロまで 4,850 円
 3キロを超え 5キロまで 7,000 円
 5キロを超え 7キロまで 8,880 円
 7キロを超え 9キロまで 10,500 円
 9キロを超え 11キロまで 12,110 円
 11キロを超え 14キロまで 13,730 円
 14キロを超え 17キロまで 15,070 円
 17キロを超え 20キロまで 16,420円
 20キロを超え 23キロまで 17,490円
 23キロを超え 29キロまでの部分
 3キロまでを増すごとに810円加算
 29キロを超え 33キロまで 19,680円

(2) キロ程のは数計算方

旅客運賃を計算する場合の1キロ未満のは数は、これを1キロに切り上げる。

(3) 小児定期旅客運賃の計算方

小児定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃を折半し、は数はこれを10円単位に切り上げる。

(4) 有効期間を調整して発売する場合の計算方

定期乗車券の有効期間を調整して発売する場合の定期旅客運賃は、1か月、3か月又は6か月の定期旅客の運賃に、有効期間が1か月の定期乗車券にあつては30日、3か月の定期乗車券にあつては90日、6か月の定期乗車券にあつては180日で、それぞれの定期旅客運賃を除し、その1円未満のは数を1円単

	<p>位に切上げた額に調整期間を乗じ、は 数計算した額を加算した額とする。</p> <p>(5) 運賃計算上使用するキロ程 線路が同一方向に連続する限り通算 する。</p>
--	--